○古河市中小企業向け省エネ診断等促進補助金交付要綱

令和５年３月22日

告示第60号

令和６年３月25日

告示第78号

（趣旨）

第１条　この告示は、2050年カーボンニュートラル実現に向け、国の支援策を活用したカーボンニュートラルへの取組を推進するため、省エネ診断及び省エネ支援を実施した市内の中小企業者等に対し、予算の範囲内において中小企業向け省エネ診断等促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　中小企業者等　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者又は同条第５項に規定する小規模企業者をいう。

(２)　事業所　工場、事務所その他事業を行う場をいう。

(３)　省エネ診断　一般財団法人省エネルギーセンター、経済産業省の省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業採択者又は中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業採択者（以下これらを総称して「診断機関」という。）が実施する省エネルギーのための事業用施設の診断及び改善提案をいう。

(５)　省エネ支援　省エネ診断の結果に基づき、診断機関が実施する省エネの取組、補助金情報の提供その他詳細な支援をいう。

（交付対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、市内の事業所において実施する省エネ診断及び省エネ支援とする。

２　交付対象事業は、第６条の申請をする日の属する年度に実施したものでなければならない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対象事業の実施に直接必要な費用とする。

２　補助金の額は、補助対象経費の額とし、その上限額は、省エネ診断及び省エネ支援についてそれぞれ３万円とする。

３　補助金の交付は、省エネ診断及び省エネ支援について、１事業所につきそれぞれ１回とする。

（交付対象者）

第５条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。

(１)　市内に事業所を有する者であること。

(２)　交付対象事業に関して、国、地方公共団体等から補助等を受けていないこと。

(３)　個人事業主又は法人並びにその代表者及び役員が、古河市暴力団排除条例（平成23年条例第32号）第２条第１号から第４号までのいずれにも該当しないこと。

２　前項の規定にかかわらず、交付の対象として適当でないと市長が認めるときは、補助金の交付の対象としない。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、交付対象事業の完了後、中小企業向け省エネ診断等促進補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次の書類を添えて、市長が別に指定する期日までに、市長に申請し、及び請求しなければならない。

(１)　診断結果報告書の写し

(２)　交付対象事業に係る支払を証する書類の写し

(３)　交付対象事業に係る診断日、診断場所及び診断を受けた者を証する書類の写し

(４)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請及び請求があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、中小企業向け省エネ診断等促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（報告）

第８条　市長は、前条の規定により補助金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に対し、補助金の交付の目的に必要な範囲内で、調査し、又は報告を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第９条　市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(１)　この告示の規定に違反したとき。

(２)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(３)　その他市長が不適当と認めるとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の返還を命じるときは、交付決定者に対し、中小企業向け省エネ診断等促進補助金返還（取消）通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（文書の保管）

第１０条　交付決定者は、補助金に係る証拠書類について、交付を受けた翌年度から５年間保存しなければならない。

（補則）

第１１条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則(令和６年告示第78号)

この告示は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度分の中小企業向け省エネ診断等促進補助金から適用する。